

東大阪市内の駅前交通広場における利活用プレイヤー募集要項（社会実験）

1. 募集目的

市の重点施策である人が集まり、活気あふれるまちづくりの一環として、地域の活性化やにぎわい創出を図り、道路空間である駅前交通広場（以下、「広場」という。）のあり方に対する課題やニーズを把握すると共に、今後の広場における利活用の可能性を検証するため、社会実験として広場でイベント等の利活用を実施して頂くプレイヤーを募集するものです。

2. コンセプト

- ① 子どもからお年寄りまでの多世代交流を促す企画
- ② 通勤通学、買い物等の時に気軽に立ち寄りたくなるような企画
- ③ 芸術を志す者が表現可能な企画
- ④ 市の事業や政策PRを行いたい組織と他の地域活動団体等とが協働する企画

3. イベント等の例

過去の社会実験によるイベント等の状況を右記QRコードより紹介しております。同業種の方とのコラボイベント等も、是非ご検討ください。

- ・音楽、ダンス及び演劇等の芸術祭、マルシェ等のイベント
- ・イルミネーションや装飾等を取り入れ、広場を彩った催し
- ・キッチンカーや屋台で季節、名物等と題した飲食販売やストリート
- ・大道芸やパフォーマーによる演舞



※広場を閉め切ることによる、参加者限定や金銭目的のイベント等は許可しません。

4. 実施(募集)場所

広場名	所在地（地内）	結節電鉄名
永和駅前交通広場	永和一丁目1番	近鉄奈良線、JRおおさか東線
俊徳道駅前交通広場	荒川三丁目29、32番	近鉄大阪線、JRおおさか東線
布施駅北口駅前交通広場	長堂一丁目4番	近鉄奈良線、近鉄大阪線
瓢箪山駅前せせらぎ広場	昭和町4番、神田町1番	近鉄奈良線

5. 実施(募集)日時

令和7年12月12日（金） 令和7年12月13日（土） 令和7年12月14日（日）

令和7年12月19日（金） 令和7年12月20日（土） 令和7年12月21日（日）

※利活用が可能時間は、準備・片付けを含んで午前9時から午後9時までとなります。

※他の定期イベント等と実施日が重複した場合、共同開催になります。利活用範囲等について、申込後、協議してください。

■現時点で予定されているイベント等

広場名	開催日	予定イベント等
永和駅前交通広場	令和7年12月13日（土）	物販
瓢箪山駅前せせらぎ広場	全日	イルミネーション

6. 応募者として認めないもの

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、またはその恐れがあると認められるもの
- ② プレイヤーが暴力団または暴力団員である、または、その者と直接的あるいは積極的に繋がりがあるもの
- ③ 申請者が、過去の利用実績において、許可条件もしくは施設の利用上の遵守事項に違反し、または道路管理者の指示に従わなかったものが申請したもの
- ④ 市に金銭的支援を求めるもの
- ⑤ 活動主体を担えない（事業実施の責任を負えない）もの
- ⑥ 申請書の記載事項や実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えないもの
- ⑦ 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされているもの、又は、民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされているもの
- ⑧ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑨ 過去に本市の施設を利用した際、苦情の多かったイベント等を担ったもの

7. プレイヤー決定方法

- ① 応募資格やコンセプトに合致した企画であるか等を審査します。その際、応募者にヒアリングを実施する場合があります。結果によっては、辞退して頂くことがありますのであらかじめご了承ください。
- ② プレイヤーの優先交渉権は先着順とします。ただし、審査内容を満たさなければ次の先着応募者に優先交渉権が移ります。
- ③ プレイヤー決定後も、利活用範囲に余裕があれば追加で応募を受付けます。その際は共同開催となり、次に先着となりうる応募者が優先交渉権者となります。
- ④ 利活用できる範囲が埋まり次第、応募を締め切ります。
- ⑤ 審査後、プレイヤーの可否を市より電話連絡します。

8. 使用できる設備

各広場には、電気コンセント設備を備えております。ご利用には、「駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書」及び「鍵借用書」の手続きが必要です。

広場名	電気コンセント数	利用料金(日あたり)
永和駅前交通広場	1系統 2口	500円
	3系統 6口	1500円
俊徳道駅前交通	2系統 4～6口	1000円
	4系統 8口	2000円
布施駅北口駅前交通広場	1系統 2口が2箇所	各 500円
瓢箪山駅前せせらぎ広場	1系統 2口が2箇所	各 500円

- ・ 1系統1500ワット
- ・ 電気コンセントの位置や使用方法については、別紙を確認してください。

9. プレイヤー決定後の提出物

提出物	備考
道路占用許可申請書	・利活用日の2週間以上前に申請 ・11月28日までに申請
道路使用許可申請書	各所轄に申請
駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書	道路占用許可発行後に申請
鍵借用書	道路占用許可発行後に申請
広報するチラシ等	道路占用許可申請書に添付
活動報告書	利活用後、速やかに
アンケート結果	利活用後、速やかに

10. 募集期間

令和7年10月27日から令和7年11月27日

11. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 駅前交通広場利活用申込書
- ② 企画書

(2) 提出部数

原本1部とします。なお、提出された書類は返却しません。

(3) 提出方法

持参又は郵送（消印が応募期間内であるものを有効とします。）

12. その他

- ① 利活用範囲・内容は、申し込み後、市との協議により決定します。協議結果により、応募時の企画書と相違する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ② 道路占用許可申請に伴う占用料は、東大阪市道路占用規則第22条に基づき免除とします。ただし、申請時に手数料500円が必要になります。
- ③ プレイヤーには、来場者に向けてアンケートを収集して頂きます。アンケート内容については、プレイヤー決定後、市との協議により決定します。
- ④ 広場の使い方は右記QRコードによりガイドラインを確認してください。永和駅及び俊徳道駅前交通広場が主の記載になっていますが、注意・留意事項等の使い方については各広場共通の内容になります。



13. 提出・問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 14階

東大阪市土木部道路管理室 道路管理課

電話 06-4309-3219（直通）

FAX 06-4309-3836

メール dorokanri@city.higashiosaka.lg.jp

業務時間 平日 9時～17時30分